

法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針

〔令和2年4月13日決定(令和2年4月22日改訂)〕
法務省新型コロナウイルス感染症対策本部

第1 現状及び目的

新型コロナウイルス感染症については、我が国の一部地域で感染拡大が見られ、今後、全国的かつ急速なまん延が生じかねない状況にあり、令和2年4月7日には、新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「政府対策本部」という。)本部長である内閣総理大臣によって、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発出され、さらに、同月16日にはその対象地域が全国に拡大されたところである。このような状況下で、法務省職員についても、新型コロナウイルス感染症に罹患し、職員間で感染が拡大してしまう危険性が常に存在していると言わざるを得ない。

一方で、法務省は、国民生活に密接に関わる基本法を所管し、安心・安全な社会を実現するという重要な責務を負っており、新型コロナウイルス感染症がまん延する緊急事態の中であっても、あるいは職員間で感染がまん延し、多数の職員が出勤不可能となった場合であっても、必要な業務を適切に継続してその責務を果たさなければならない。

そのため、①感染予防策を徹底することはもとより、②職員が感染した場合の感染拡大防止策、そして、③罹患等により出勤できない職員が多数に及んだ場合であっても、職員の健康及び生命を守りつつ、必要な業務を適切に継続する方策(業務継続計画)について、早急に定めて実行していく必要がある。

本基本方針は、本省局部課及び所管各庁が、それぞれの体制や業務の実態に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に係る対処方針を検討し策定する際の指針となるよう、政府対策本部策定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(同年4月16日変更))(以下「政府基本方針」という。)の内容を踏まえ、法務省としての基本的な方針を示すものである。

なお、本基本方針の内容については、感染状況の変化、政府基本方針の変更、感染症や危機管理の専門家の意見等を踏まえ、必要な見直しを行っていく。

第2 実施体制

法務省においては、新型コロナウイルス感染症の発生に際して、必要な対策を推進するため、「法務省新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「法務省対策本部」という。)を設置し、省内の緊密な連携を確保するとともに、法務省危機管理専門家会議(以下「専門家会議」という。)を立ち上げ、法務省における必要な対策の実施に当たり、専門家の知見を機動的に活用できる体制を構築した。

本省局部課及び所管各庁においては、本基本方針のほか、法務省対策本部による指示等を踏まえ、それぞれの体制や業務の実情に応じた検討を行い、必要な措置を講ずる。

本基本方針の内容を実効性を持って実現するためには、全職員が、本基本方針の内容を踏まえて、法務省としての新型コロナウイルス感染症対策を共有する必要がある。そこで、各組織においては、各職員に対し、本基本方針や各組織が策定する新型コロナウイルス感染症対策の内容について情報提供し、意思統一を図るよう努める。

また、本省局部課等においては、下記第3の4のとおり、感染防止を目的としたテレワーク勤務等を推進することにより、本省等に出勤する職員が大幅に減少することとなるが、所管各庁等からの問合せや相談等に対しては、テレワークの的確な活用や連絡体制の構築等により、担当者や幹部職員が出勤していないことを理由に対応を遅滞等させることなく、適切に対応する。

第3 感染防止対策

感染拡大防止及び法務省の業務継続のためには、職員一人一人が感染防止対策の実践を徹底するほか、来庁者等に対しても可能な限り協力を要請することが必要である。

1 基本的対処の徹底

(1) 職員による感染防止対策の徹底

政府基本方針でも述べられているように、一般的な状況における感染経路の中心は、

- 飛沫感染(感染者の飛沫(くしゃみ, 咳, つば等)と一緒にウイルスが放出され, 他者がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染すること)
- 接触感染(感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後, その手で周りの物に触れることでその物にウイルスが付着し, 他者がそれを触るこ

とでウイルスが手に付着し、さらにその手で口や鼻を触ることで粘膜から感染すること)

であり、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がない場合でも感染を拡大させるリスクがあるとされている。一方、人と人の距離を取ること(ソーシャルディスタンス:社会的距離)により、大幅に感染リスクが下がるとされている。

各組織においては、このような新型コロナウイルス感染の経路等についての注意喚起を継続して行い、各職員が、飛沫感染及び接触感染を防止すべく、手洗い、手指のアルコール消毒、マスクの着用(なお、着用しているマスクの表面にはウイルスが付着している可能性があることから、マスク表面には触れないようにし、マスクを外す際にはゴムやひもをつまんで外すよう注意する。)を含む咳エチケット、換気等の基礎的な対処を徹底するよう、強く働き掛ける(令和2年3月18日付け法務省秘総第16号法務省大臣官房秘書課長・同人事課長・同厚生管理官連名通知「法務省所管施設内における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び感染拡大の防止に向けた職員の健康管理について」(以下「三課長通知」という。)及び令和2年4月9日付け法務省厚第77号法務省大臣官房厚生管理官通知「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」参照)。

また、職員が良好な体調を維持し、健康に勤務できるよう、ワークライフバランスの実現をさらに推進する。

さらに、厚生労働省ホームページ等によれば、集団感染が生じたケースの共通点を踏まえると、いわゆる「三つの密」、すなわち①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばせば届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が同時に重なる場面では、感染を拡大させるリスクが大きいとされている。

一方、本年4月7日に開催された第27回政府対策本部での議論等を踏まえた総理の発言において、専門家の試算では、人と人との接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができるとされていることから、これを踏まえて個々人が自らの行動を見直していくことが重要である。

そのため、各職員に対し、緊急事態宣言が発出された趣旨や、緊急

事態宣言に基づいて行われ得る都道府県知事による要請・指示の内容をも踏まえ、不要不急の外出等は控え、とりわけ、「三つの密」のある場所への出入り、例えば、多人数が室内に集まって大きな声を出したり歌ったりすること、多人数での会食、繁華街の接客を伴う飲食店での飲食等は、徹底して避けるよう、注意喚起を継続する。

(2) 窓口業務及び収容施設業務に携わる職員による徹底の重要性

感染防止対策については、当然ながら、感染リスクが高い職場、場面においては、更なる徹底した対策が必要である。

法務局の窓口業務や出入国在留審査業務等の不特定多数の者との接触を要する業務(以下「窓口業務」という。)及び閉鎖空間に多数の者を収容する矯正施設や出入国在留管理庁所管の収容施設における業務(以下「収容施設業務」という。)に従事する職員については、感染リスクが他の職場に比べ高く、また、感染の発生による影響が深刻であることから、個々の職員に対し、特に徹底してこれらの基本的対処を実施するよう、繰り返し意識付けを行う。

2 体調不良の職員への対応

厚生労働省ホームページによると、新型コロナウイルス感染症の感染者には、その初期症状として、発熱、呼吸器症状や強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いとのことであるから、発熱や倦怠感等の風邪症状がみられる場合には、ちゅうちょすることなく上司等に申し出ることを全職員に周知するとともに、上司等において、体調不良の職員に対しては、早退や休暇の取得を勧奨し、又は在宅勤務を命じ、併せて外出を控えるよう指示することを徹底する。

特に、職員に

- 風邪症状や37.5度以上の発熱(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む。)が4日以上継続(高年齢職員、基礎疾患がある職員、妊娠している職員等については、2日程度続く場合)
- 強いだるさ(倦怠感)
- 息苦しさ(呼吸困難)

があるとき(以下、上記3点のいずれかの症状がある職員を「感染疑い職員」という。)は、当該感染疑い職員に、保健所や帰国者・接触者相談センターへ相談させ、その指示に従うよう促す。

また、厚生労働省から、医療機関を受診するためやむを得ず外出する場合は、マスク着用の上、公共交通機関の利用は極力控えることなどの呼び

掛けが行われていることから、医療機関の受診に当たっては、保健所等に相談した上、その指示に基づいて行動するよう、注意喚起する。

なお、職員に発熱等の風邪症状が見られることから勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、年次休暇や病気休暇に加え、令和2年3月1日付け職職一104人事院事務総局職員福祉局長通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」に基づき、特別休暇の取得申請が可能である。

おって、令和2年3月18日付け法務省大臣官房厚生管理官補佐官事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための職員健康管理の基本方針に係る対応に関連する資料の送付について」(以下「厚生管理官補佐官事務連絡」という。)により周知しているように、職員に医療機関への受診を求めることについては、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第21条等を根拠に行うことができ、職員が受診命令に従わない場合、それを理由に懲戒処分をすることも一般的には可能と考えられている(「新 公務員労働の理論と実務 xi」57頁)。

また、自宅待機させている当該感染疑い職員の体調については、適宜の方法で、体調変化の状況、保健所等への問合せ結果、医療機関の受診結果等を把握する。

新型コロナウイルス感染症対策においては、部下の健康管理及び健康状態の把握は、管理職の責務であるとの強い意識を持って臨むことが必要であり、その上で、初期対応が最重要であることを念頭に、職員が遠慮なく体調不良を申告又は相談し、休暇を取得できる環境作りに努める。

3 感染防止のための職場環境及び物品の確保

職場が「三つの密」の状況になることを防ぐため、各組織においては、窓や換気設備の有無、職場のスペースといった各庁舎の状況等の諸事情が許す限り、頻繁な換気(厚生労働省によれば、30分ごとに数分間の定期的な換気が望ましいとされており、換気時刻の設定や換気の呼び掛けといった工夫も考えられる。)及び職員同士の距離の保持に努める。

また、接触感染の防止のため、複数の職員が頻繁に触れると思料される設備・物品等(ドアノブ等)をこまめに消毒する。なお、専門家会議の専門家によると、消毒は、消毒液の噴霧よりも、消毒液を用いた拭き取り作業が効果的とのことである。

各組織は、職場における感染防止対策を実施するため、マスクや手指消

毒液等の感染防止用品の確保に努める。また、収容施設等においては、一定数の者に対する健康観察の必要が生じる状況に備え、相当数の体温計（感染防止の観点からは非接触型がより望ましいと考えられる。）等の備品の確保に努める。

なお、現在のマスク等の流通状況に鑑み、国民から不公正な調達方法であるとの疑念を抱かれないよう留意する。特に、窓口業務又は収容施設業務を所管する組織においては、マスク等の確保を職員個人に任せることなく、組織として、感染防止用品の確保に最大限努める。

また、特に窓口業務及び収容施設業務においては、飛沫感染や接触感染の可能性が高いことから、それぞれの業務内容、庁舎の構造、設備等の特性を踏まえ、アクリル板等の飛沫防止設備の設置や手袋の着用等を検討する。

なお、業務中に使用したマスクや手袋には、ウイルスが付着している可能性があることから、廃棄場所を特定した上で、ビニール袋内に投棄させる。同ビニール袋を廃棄する際には、必ず密閉し、その後は直ちに手洗い又は消毒を行うなど、使用後のマスク等の廃棄作業による感染拡大を防ぐ方策を徹底する。

4 感染防止のための勤務体制

通勤中又は勤務中における感染リスクの解消・低減のため、終日テレワーク勤務を交代に命じるなどし、出勤する職員の数的大幅に減少させる勤務体制の実現を強力に推し進める。

業務内容等により出勤が不可避である職員であって、普段公共交通機関を利用して通勤する者については、電車や路線バス等における感染リスクを低減するため、一時的に、徒歩や自転車等による通勤を許容することも検討する。

通勤に公共交通機関を利用せざるを得ない職員については、混雑時間帯の通勤を避けるため、時差出勤をさらに推奨し、早朝出勤や午後出勤も柔軟に認めるとともに、通勤中の感染リスクが高いことを十分に自覚させ、登庁直後又は帰宅直後の手洗い、手指消毒の実施を徹底させる。

5 会議等の実施

これまで、令和2年3月31日付け法務省秘総第27号秘書課長通知「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた会議等の実施について」等により、会議、会同、研修、審議会、展示会、説明会、シンポジウム等（以下「会議

等」という。)の実施について、改めて慎重に検討するよう配意を依頼しているものであるが、今般の緊急事態宣言の発出等を踏まえ、会議等の開催については、より一層慎重な判断をしなければならないことに留意する。

複数人(10名以上を目安とする。)が直接集合して行う会議等については、その時期に実施する必要性、代替手段の可否及び有用性等を考慮し、原則として自粛、延期又は代替手段への振替を行う。

また、代替手段として、テレビ会議やオンライン研修等が活発に利用できるよう、環境整備を進める。

やむを得ず参加者が会議室等に集合する会議等を実施する場合には、参加人数にかかわらず、参加者間の距離を十分に確保し、頻繁に換気を行うなど、感染防止対策を徹底して講じる。

6 出張

出張先及びその周辺地域等の感染状況、用務の緊急性、重要性を踏まえ、テレビ会議等の代替手段を積極的に検討し、急を要しない出張は、当面の間、延期又は中止する。出張の受入れについても同様に検討する。

用務の重要性を勘案し、やむを得ず出張を行う場合にあっては、出張者に、マスクを着用し、人混みを避け、用務先以外の訪問は差し控える等の感染症対策を講じさせる。出張者に発熱等が認められる場合には、速やかに所属上司等に報告を行わせ、出張を中止させる。

海外出張については、外務省の渡航情報を踏まえるなどして対応することとなるが、現時点では全世界的にレベル2(渡航自粛要請)又はレベル3(渡航中止勧告)が出されているため、当面の間、延期又は中止する。

7 窓口業務及び来庁者への対応

法務局や地方出入国在留管理局等の、日常的に不特定多数の来庁がある窓口業務を持つ職場においては、オンラインや郵送等、窓口に来庁する以外の方法による手続の活用を検討するとともに、申請期限の延長等の混雑緩和策を検討する。また、これらの施策を実施する場合には、ホームページ等で積極的に周知を図るとともに、当該施策の対象に外国人が一定以上含まれると見込まれる場合には、多言語での発信を積極的に行う。

窓口業務を行うに当たっては、庁舎入口に看板等を設置し、発熱や咳等の症状がある来庁者については入館を遠慮いただく旨を掲示するとともに、そのような来庁者を把握した場合には、基本的に入館を遠慮いただく。なお、入館の遠慮を求める来庁者に対しては、当該措置を講じる理由について十

分説明し、理解を得るよう努める。

さらに、庁舎入口に手指消毒液を設置し、来庁者に手指消毒の確実な実施を働き掛けるほか、整理券の配布等によって、同時に入館する人数を制限する。また、順番待ちの列ができる場合には、例えば一定(2メートル程度)の距離を確保させるなど、職員・来庁者間及び来庁者同士の感染防止策を可能な限り実施する。

また、上記1のとおり、新型コロナウイルス感染症は接触感染のリスクが高いことから、通常の清掃に加え、庁舎内にある来庁者が触れる設備(椅子、手すり、ドアノブ等)について、消毒を実施するほか、窓口業務を担当する職員等については、手洗いやマスクの着用等の感染防止対策を徹底して行わせる。

8 収容施設における対応

矯正施設や出入国在留管理庁所管の収容施設は、多数の被収容者が閉鎖空間において集団生活等を行っており、「三つの密」に該当する状況が生じやすいこと、感染した被収容者に対しても職員による一定の接触が必要であることなどから、職員又は被収容者にひとたび感染者が発生すると急速に感染が拡大する蓋然性が高く、業務の継続が困難となる事態も生じかねない。

そのため、収容施設業務については、その特性に応じて、徹底した感染防止対策を策定して実行することが不可欠であり、矯正局及び出入国在留管理庁においては、危機意識を持って、早急にそれぞれの対策を策定しなければならない。

この点、矯正施設については、法務副大臣主宰の矯正施設感染防止タスクフォースを、入管収容施設については、法務大臣政務官主宰の入管施設感染防止タスクフォースを、それぞれ専門家会議の下に設置し、収容施設の特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドラインの策定等を行うこととしている。

9 情報の収集及び周知

法務省対策本部、本省局部課及び所管各庁は、国内又は所在地域における感染状況のほか、感染防止策、感染した場合の症状及び採るべき対応等の情報収集等に継続的に努めるとともに、有用な情報を入手した場合には、法務省対策本部を経由するなどして職員への周知を図る。

第4 職員等に感染者が発生した場合の感染拡大防止対策

感染の拡大防止のためには、迅速かつ的確な初期対応が欠かせない。陽性の判定結果が確認されてから対応を開始するのではなく、職員が感染が疑われる症状を申告してきた段階や、濃厚接触の可能性があると判断した段階等から、遅滞なく対応を講じる必要があることを十分に認識する。

1 職員への対応

(1) 感染疑い職員及び感染が確認された職員への対応

発熱等の風邪症状が見られる職員又は感染疑い職員は、医療機関等から当該疾病の原因の結果が得られるまでの間、原則として、在宅勤務又は休暇を取得して外出を控えることとし、出勤の可否については上同等の指示に従う。

その結果、感染が確認された場合には、当該職員は、回復に至るまでの間、特別休暇の取得、在宅勤務(無症状の場合)又は就業禁止の措置により、厳に出勤しないこととする。

その際、上同等は、当該職員に対し、感染が確認されたことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることはないことをあらかじめ周知する。

(2) 濃厚接触者と判断される可能性のある職員及び濃厚接触者と判断された職員への対応

ア 濃厚接触者の定義

濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間(発熱、咳・呼吸困難等の急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(具体的には、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等)を呈した2日前から隔離開始までの間)に接触した者のうち、以下に該当する者をいう。

- 感染者と同居又は長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者
- 適切な感染防護なしに感染者を診察、看護、介護していた者
- 感染者の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることのできる距離距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策(飛沫感染予防として感染者が適切にマスクを着用していること、接触感染予防として感染者が適切に手指消毒を行っていること)なしで、感染者と15分以上の接触があった者(周辺の環境や

接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

イ 濃厚接触者と判断される可能性のある職員への対応

自宅待機中の感染疑い職員について、症状が継続しているなどの状況が認められる場合は、保健所等への問合せ結果も踏まえ、当該感染疑い職員のPCR検査の受検の有無にかかわらず、職場において当該感染疑い職員と濃厚接触し、保健所により濃厚接触者と判断される可能性のある職員(以下「濃厚接触疑い職員」という。)の把握及び対応指示を行う。

具体的には、当該感染疑い職員の発症日2日前以降の行動履歴(公用車の使用の有無を含む。)を可能な限り申告させるとともに、上司・同僚等から聞き取りを行ったり、所属組織内に周知するなどして、濃厚接触疑い職員を把握する。その上で、当該濃厚接触疑い職員に対し、在宅勤務等を指示するとともに、朝夕2回検温し、発熱、咳、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)等を発症した場合には、直ちに上司等への報告及び保健所等への問合せを行うよう指示する。

さらに、感染疑い職員の感染が確認された場合は、庁舎の所在地を所管する保健所に連絡し、濃厚接触疑い職員等について、濃厚接触者に該当するか否かの判断に必要な資料を提供するなど、保健所と連携して対応する。

ウ 濃厚接触者と判断された職員への対応

世界保健機関(WHO)によると、現時点においてウイルスの潜伏期間は1~14日(一般的には約5日)とされており、厚生労働省においては、濃厚接触者については14日間にわたり健康観察することとされている。

したがって、濃厚接触者と判断された職員に対しては、感染職員との接触時点から14日間の自宅待機(在宅勤務等)を指示するとともに、不要不急の外出及び公共交通機関の使用を控えるよう指示する。また、当該期間中、朝夕2回検温し、発熱、咳、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)等を発症した場合には、直ちに上司等に報告するとともに、保健所等に問い合わせるよう指示する。なお、当該期間経過後も、保健所の健康観察終了に係る判断があるまでは、在宅勤務等を継続させる。

エ 職員の同居の家族に感染者等がいる場合の対応

職員の同居の家族に感染者又は感染疑いの者がいる場合には、上記イ及びウに基づき対応する。

また、家庭において、できる限り部屋を別室とすること、感染者の世話等は特定の家族に限ること、マスクの着用、こまめな手洗い・消毒、定期的な換気、ドアノブ等の共用部分の消毒等を励行すること、職員及び同居の家族についても、不要不急の外出を避け、体温計測等の健康観察を行うなど、家庭内での感染拡大防止対策を実施する(三課長通知添付の参考送付資料「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省作成)参照)。

(3) 同僚職員への対応

感染疑い職員が生じた場合、上記(2)の濃厚接触疑い職員とは認められない者であっても、感染疑い職員と長時間、比較的近距离で過ごしたと考えられる範囲の職員については、既に感染している可能性が否定できない。

そのため、感染拡大のリスクを最小限に抑える見地から、まずは幅広く自宅待機とし、保健所等と連携の上、各同僚職員の勤務状況や感染疑い職員等との接触状況について詳細に把握し、その結果を踏まえ、健康状態に問題がなければ、順次自宅待機を解除することが相当である。

もとより、自宅待機中の職員については、不要不急の外出は厳に慎み、自宅待機解除後であっても、当該感染疑い職員と接触時点から14日間は、朝夕の体温測定、頻繁な手指衛生及び終日のマスク着用を行い、上司等においては継続して当該職員の体調確認を行う。

関係する職員全体の状況を把握・管理するために、一覧表(添付参考資料参照)を活用することも有用である。

なお、濃厚接触者と判断された職員が生じた場合にも、当該職員の体調、当該職員と感染者の接触時期及びその後の勤務状況等を踏まえ、感染の可能性が認められる同僚職員の自宅待機等の判断を行う。

(4) 判断の責任者等

上記(1)ないし(3)の各判断を速やかに行うため、

- 判断の責任者、自宅待機とする同僚職員の範囲の基準・目安(上記趣旨を踏まえた上で、濃厚接触者と判断される可能性のある同僚職員を中心に検討する(感染疑い職員等と同室の職員全員、当該職員と同じ係の職員全員、隣接する係の職員、当該職員と同乗して自動車による出張をした職員等)。ただし、当然ながら、最終的には

個別の状況に応じ判断することとなる。)

○ 自宅待機期間(感染可能性がないと認められる事情が明らかになるまでは、現状においては当該職員との接触時点から14日間)

○ 代務体制

等について、あらかじめ検討しておく。

(5) 上記(1)ないし(3)以外の職員への対応

手指消毒等の感染防止対策、出勤時の体温計測等の体調確認及び体調不良時の報告を徹底させる。

(6) 職員のメンタルヘルスへの配慮

り患職員はもちろん、感染の疑いにより自宅待機とされた職員や勤務を継続する同僚職員等の中には、自身や家族の健康状態等に不安を抱き、精神的に不安定になる可能性もあることから、幹部職員は職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

(7) り患職員を職場復帰させる要件

原則として、医療機関等から他の職員への感染のおそれがないと認められた場合とする。

専門家会議の専門家の見解では、現時点では、医師が新型コロナウイルス感染症について完治等の証明書を発行することは現実的に難しいとのことである。そのため、他の職員への感染のおそれの有無の判断に当たっては、診断時に医師から指示・指導された内容、退院後又は発熱や咳等の症状消失後の一定期間(14日間程度)の健康観察の状況、あるいは陰性である旨の再度のPCR検査結果等諸般の事情に基づき、上記(4)で定める判断責任者において、総合的に判断するものとする。

当該判断に当たって、再度のPCR検査を求めることは、現状では医療機関への過度な負担となることから、職場復帰の前提として再度のPCR検査の実施及び陰性結果の提出を条件とすることは不適當である。したがって、医療機関の判断等によって再度の検査が実施された場合を除き、これを積極的に求めるものではない。

職場復帰後であっても、さらに14日間程度は健康状態を毎日確認し、発熱や咳等の症状が出た場合、当該職員は、速やかに上司等に報告の上、自宅待機し、保健所等に連絡してその指示に従う。

2 情報管理体制の構築及び迅速な報告の徹底

感染疑い職員等が発生した場合には、状況を逐一迅速に把握するととも

に、各組織において、情報収集の担当者及び情報を集約し管理する担当者をあらかじめ定めておくなど、情報を適切に管理し共有する体制を構築しておく。

また、り患者の発生等については、令和2年3月18日付け法務省秘総第17号秘書課長依頼「新型コロナウイルス感染症罹患者等の報告について」等の所定の報告要領に基づき、法務省大臣官房秘書課又は上級庁に対し報告を行うとともに、状況に応じ、必要な範囲で詳細な報告を行う。

なお、同秘書課長依頼に定めのない感染疑い職員や濃厚接触疑い職員については、所属の局部課又は所管各庁において、それぞれ適切に把握する。

さらに、法務省大臣官房秘書課に、秘書課長の指名により新型コロナウイルス感染症危機管理担当（以下「危機管理担当」という。）を置き、危機管理担当は、必要な情報が政務三役へ迅速かつ確実に伝達されるよう必要な調整等を行う。新型コロナウイルス感染症の感染に関する速報について危機管理担当を含むメーリングリストを作成するなどにより、本省局部課等は、危機管理担当に対して、迅速かつ遺漏なく必要な報告を行う。

3 情報の収集及び提供

感染疑い職員等については、以下について情報を収集し、必要に応じ、当該職員との接触により感染可能性が相当程度認められる職員等に対し、必要な情報を提供する。

- 症状の程度、保健所等への相談状況、医療機関等の受診状況、診断内容、検査日、検査結果判明の見込日、検査結果等
- 担当業務、職場における行動範囲、執務環境、勤務時のマスク着用等の感染症予防措置の状況

なお、厚生管理官補佐官事務連絡で周知しているとおり、職員に、自身及び家族のり患状況等について報告を求めることは、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第25条の2等を根拠に行うことができる。

また、職員の感染が判明した場合には、保健所又は当該職員が所属する組織による調査に供するために、当該職員やその同僚職員等の行動歴の提供が必要となる可能性が大きい。そこで、当面の間、各職員に対し、一定期間の行動歴の説明が求められる状況が生じ得ること及び正確な情報を提供することが感染拡大防止に資することを意識付けるとともに、当面の間は、自身の行動歴（勤務日、往訪場所、接触者等）について、後日説明ができるよ

う準備しておくことを周知する。

各職員の情報収集に際しては、例えば、感染した職員の勤務日や発症日を一覧できる表(添付参考資料参照)を用いるなどして、感染の可能性がある職員を把握・特定することが有効である。

なお、職員から感染した可能性のある来庁者等の部外者への連絡の要否については、保健所と相談の上、適切に対応する。

4 消毒の実施

自宅待機中の感染疑い職員について、症状が継続しているなどの状況が認められる場合は、当該職員の行動履歴を踏まえ、当該職員が執務室、会議室、トイレ等において触れた可能性のある箇所(机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、いす等)を把握し、手袋着用の上で、速やかに70%以上のアルコール又は0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等で消毒を実施する。

また、感染が判明した場合には、職場の消毒実施の要否、消毒の範囲及び方法について、保健所の指導又は助言に基づき実施する。

消毒は、必ずしも保健所が実施するものではなく、感染が判明した職員等の所属する組織が行う必要があるところ、消毒の実施者(職員が行うのか、業者に委託するのか)、業者に委託する場合の調達方法、二次感染を防ぎつつ消毒を実施する方法等について、あらかじめ検討しておく。

また、職員が消毒を実施する場合に備え、マスク、手袋、防護服、消毒剤等の備品をあらかじめ整備する。

なお、感染疑い職員等が発生したときは、速やかに庁舎管理担当部署に連絡する。合同庁舎の場合、当該庁舎管理担当部署は、共用部分の対応も含め、庁舎管理庁と相談する。また、庁舎への立入制限や業務の休止等を行う場合には、速やかにこれを周知する。

5 収容施設における感染

閉鎖空間であり、感染拡大の危険性が特に大きい収容施設においては、職員から被収容者への感染拡大を徹底して防止するとともに、被収容者の収容の在り方、外部医療機関との連携、病院移送となった場合の措置等について、適宜、タスクフォースにおける専門家等の助言を踏まえつつ、施設規模、被収容者の特性等に応じた効果的な対処方針を個別に検討する。

6 公表

(1) 適切な情報の公表

現下の状況に鑑み、職員の感染が判明した場合、原則として公表する。公表に当たっては、当該職員の年齢、従事する業務の内容(来庁者等との接触の有無)、診断に至った経緯、感染経路、消毒等の職員の感染判明に伴って講じた措置、これまでの感染防止策及び今後の対応等について、説明が必要になることが見込まれる。

なお、公表は、原則として当該職員の所属組織において実施するが、上級庁や本省局部課等においても報道対応が必要となる場合があることから、事前に上級庁等と十分に情報共有や連携をした上で、行うものとする。

(2) 地域住民への情報提供

公表に当たっては、感染の状況、感染判明後に講じた初期対応や感染拡大防止策等に関する情報を、正確かつ迅速に公表することにより、地域住民の不安の軽減に努める。

第5 多数の職員が出勤できない場合の業務継続計画

1 業務継続計画の基本的な考え方と被害の想定

業務継続計画は、感染がまん延する緊急事態の中にあっても、必要な業務を継続し、法務省としての機能を維持し、その責務を果たすための計画をあらかじめ策定するものである。

現下の状況に鑑み、以下の状況を想定して策定するものとする。

- 日本国内で急速に感染がまん延し、職員にも多数の感染者が発生する状況を想定する。
- 感染が確認された職員及び濃厚接触者と認定された職員は、少なくとも14日間程度、出勤できないものと仮定する。
- 感染した職員等の休暇取得等、濃厚接触者の自宅待機、り患した家族の看護等による休暇取得により、全体の4割程度の職員が業務を遂行できず、また、感染拡大防止のためのテレワーク等の積極的な実施により、庁舎に出勤できる職員は全体の3割程度であると仮定する。
- 緊急事態宣言の下でも、公共交通機関は平常どおり運行していると仮定する。ただし、外出自粛要請等に基づき、公共交通機関の大幅な間引き運行や運行時間短縮が行われる場合には、徒歩や自転車等による通勤とならざるを得ないことも想定される。
- 物資の不足や物流の停滞は、基本的に業務に影響を与えないものと仮定する。ただし、マスクや消毒液等の感染防止用品については、不足した

状況が継続することを想定する。

- 国会については、委員会の開催頻度等を減らしつつも、必要な予算措置や法整備を行うために開会が継続されており、一定の対応が必要であることを前提とする。

2 業務の仕分け

多数の職員が出勤できない危機的な状況の中で、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策の確実な実施とともに、不急の業務を縮小・中断することにより、業務の絞り込みを徹底的に行い、真に必要な業務に人的資源を集中させることが必要である。

本省局部課及び所管各庁においては、それぞれの人的体制や業務内容等の実情に応じ、当該業務の役割、業務の縮小・中断が他に与える影響の大きさ、業務遂行に必要な人的体制等を踏まえ、以下のとおり、所管業務を強化・拡充業務、一般継続業務及び縮小・中断業務に仕分けし、感染の拡大期であっても実施すべき業務を特定した上で、同業務を実施するための体制を確保する。

強化・拡充業務については、優先的に実施し、一般継続業務については、優先順位を考慮した上で適切に継続する。縮小・中断業務については、大幅に縮小又は中断し、特に感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断した上で、その人員を、強化・拡充業務又は一般継続業務に投入する。

○ 強化・拡充業務

感染拡大により新たに生じた業務又は業務量が増加するものをいう。例えば、政府対策本部との連絡調整、法務省対策本部に関する事務のほか、水際対策に係る業務、各庁における感染拡大を防止するための業務等が、これに該当する。

○ 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、業務を中断又は大幅に縮小することが困難な業務並びに同業務及び強化・拡充業務を実施するための環境を維持するための業務をいう。例えば、収容施設業務、出入国在留管理に係る業務、捜査・公判に係る業務のほか、物品購入・契約、安全・衛生及び庁舎管理業務等が、これに該当する。

○ 縮小・中断業務

強化・拡充業務及び一般継続業務以外の業務で、中長期的な業務

等、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務をいう。

なお、いずれの業務についても、急速に感染が拡大する状況下の人員体制にあつては、平時と同様に実施することは困難であることから、職場における感染状況を踏まえ、適時適切に、業務の縮小・中断等の必要な措置を講じる。

3 本省局部課及び所管各庁で検討すべき業務継続計画

- (1) 感染がまん延した状況下における、意思決定及び指示の具体的な体制を検討する。特に、幹部職員が出勤できない場合の代替判断者を選定しておく。
- (2) 緊急連絡体制及び職員の出勤状況や自宅待機職員の状況の推移を把握し、責任者に情報を集約する体制を構築する。
- (3) 上記(2)の勤務体制に基づき、所管業務を仕分ける。
- (4) 仮に特定部署の全員が自宅待機等となる事態となつても、強化・拡充業務及び一般継続業務を遂行するための機動的な職員配置を可能にする人員計画が必要となる。特に、当該業務を指揮監督できる職員を確保し、効果的な人員配置を可能とするため、一定の役職以上の職員については、その経歴・経験等を適切に把握しておくなどの工夫を講じる。

なお、人員計画の策定に当たっては、より実効的な計画とするため、以下に留意する。

- 時期によって業務の種類(継続業務又は縮小・中断業務)が変わる場合は、その時期を明示し、又は時期ごとに計画を作成する。
 - 業務の縮小の可能な程度、班交代制勤務の可否、在宅勤務の可否等、業務継続に当たっての参考となる情報を盛り込む。
 - 上記1の被害想定(全体の4割程度の職員が業務を遂行できない)に基づく人員体制のほか、継続する業務を可能な限り縮小した上で、最低限必要となる人員を算出する。
- (5) 各種業務の遂行に必要な不可欠な情報システムの維持のため、感染拡大による、オペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障発生時のメンテナンスサービスの不足を想定した対応を検討する。
 - (6) 当該業務を本来担当する職員が出勤できず、応援職員による業務遂行を余儀なくされる事態を想定し、応援職員であっても円滑に事務を処理できるよう、継続して実施する業務については、あらかじめ事務処理要

領等を整備する。

4 業務継続計画に基づく業務の開始

本省局部課及び所管各庁は、地域における感染の拡大状況、職員の感染状況等を踏まえ、業務継続計画に基づき、必要な対応を行う。その際、大幅な業務の縮小・中断を行うなど、関係機関等との連携に影響を生じる可能性がある場合には、上級庁及び本省局部課等に遅滞なく人員体制や業務の実情等の必要な情報を提供し、上級庁等は適宜応援職員の派遣等を検討する。

5 業務継続計画によっても業務継続が困難な場合

業務継続計画によっても業務継続が困難な場合には、本省局部課及び所管各庁は、法務省対策本部又は上級庁の指示を仰ぎ、実情に即した機動的・弾力的な措置を講じる。

第6 デジタル化の推進

今回の緊急事態を踏まえると、今後も、人と人が直接接触することをできる限り避けた上で必要な業務の継続を求められる事態が生じ得ることから、同一庁舎内の会議室を接続することを含むテレビ会議システムの更なる拡充や、テレワークをより効果的に実施するためのテレワーク用の機器の大幅な増加等、デジタル化に係る必要な環境整備を急ぐ。

第7 その他

社会における感染状況が小康期に入った場合には、本省局部課及び所管各庁は、政府対策本部等の方針を踏まえ、各種対策を順次緩和する。

また、実施した各種対策に関する評価を行い、必要に応じ業務継続計画等の見直しを行う。

なお、本基本方針に基づく対応は、上記のとおり、国内における感染状況等を踏まえ、順次緩和又は終了するものであるが、本基本方針の適用は、法務省対策本部による特段の指示がある場合を除き、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令(令和2年政令第45号)において定める日(令和3年1月31日)までとする。

番号	氏名	性	年齢	職業	居住地	渡航歴	発症日	症状	経過	3/17	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/12	4/13	4/14	4/15	4/24	備考	
										火	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	日	月	火	水	日		月
										-14	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	12	13	14	15	24		
	感染者 ●●●	男	40	法務事務官	〇〇管内	なし	3月31日	頭痛、発熱	1日A受診、7日A再診、胸部CT肺炎像、B受診、検査陽性	発症の約2日前から他者への感染力を有する可能性がある			発症	A受診勤務	自宅待機	自宅待機	週休	週休	自宅待機	A再診 B受診、陽性、 B入院								
	同僚職員									※推定曝露日の起算日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	感染可能日	陽性								
1	XXX	男	45	法務事務官	〇〇管内	なし			※推定曝露日 発症日(3/31)を0日として14日前(3/17)までのいずれかの日			3月30日に曝露された人	曝露1日目	曝露2日目	曝露3日目	曝露4日目	曝露5日目	曝露6日目	曝露7日目	曝露8日目	曝露9日目～	曝露13日目	曝露14日目、健康観察終了					
2	□□□	女	33	事務補佐員	〇〇管内	なし						3月31日に曝露された人	曝露1日目	曝露2日目	曝露3日目	曝露4日目	曝露5日目	曝露6日目	曝露7日目	曝露8日目～	曝露12日目	曝露13日目	曝露14日目、健康観察終了					
3	△△△	男	50	法務事務官	〇〇管内	なし							4月1日に曝露された人	曝露1日目	曝露2日目	曝露3日目	曝露4日目	曝露5日目	曝露6日目	曝露7日目～	曝露11日目	曝露12日目	曝露13日目	曝露14日目、健康観察終了				

(参考資料：法務省危機管理専門家会議有識者提供資料を基に作成)